

社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会 役員等に関する規程

社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会役員等に関する規程（平成18年3月31日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会定款第25条の規定に基づき、法人の役員及び評議員（以下「役員等」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（会議の招集）

第2条 理事会又は評議員会（以下「会議」という。）を招集するときは、会議の日時、場所及び付議すべき事項を会議の日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 前項の通知をする場合は、あわせて付議すべき議案を送付するものとする。

（会議の開会手続）

第3条 会議を開会するときは、はじめに定足数に達した旨を宣告するとともに、議長の選出について諮るものとする。

（署名委員の選任）

第4条 評議員会の署名委員は、議事の開始前に選任する。

（選挙の方法）

第5条 会議がその権限に属する選挙を行うときは、投票又は推薦によるものとする。

2 投票による場合は、会議で定めた方法により行い、得票数の多いものを持って当選者とし、同数のときは、抽選によって決める。

3 推薦による場合は、会議の同意を得た指名者又は推薦委員の指名に異議がない者をもって当選者とする。

（評議員会が設ける委員会）

第6条 評議員会は議案の審議上必要があるときは、その議決により評議員が互選する委員をもって構成する委員会に審議を付託することができる。

2 前項の付託議案は、委員会の審議の経過及びその結果の報告をもって議決する。

(常務理事の勤務)

第7条 常務理事は、常勤とする。

2 常務理事の勤務時間その他勤務に関しては、職員のサービスの例による。

(選任等の手続)

第8条 評議員選任・解任委員会において評議員を選任したとき、又は評議員会において役員を選任したときは、会長は、その者に通知するとともに、その選任の日から14日以内に就任承諾書及び履歴書の提出を求めるものとする。

2 評議員及び役員の委嘱は、会長が委嘱状を交付することにより行う。

(報酬)

第9条 役員等に報酬を支給することができる。

2 報酬を支給する者及びその額は、別表第1のとおりとする。

(旅費及び費用弁償)

第10条 役員等が会務のため出張したときは、別に定める旅費を支給する。

2 役員等（常勤の役員及び一般職の職員が兼ねている役員を除く。）が会長の招集により会議に出席し、若しくは会務を行ったとき、又は会長が必要と認めたときは、費用弁償を支給することができる。

3 費用弁償の額は、別表第2のとおりとする。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成29年6月28日訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1（第9条第2項関係）

報酬を支給する者及び支給額

- (1) 会長 月額100,000円
- (2) 常務理事 月額200,000円
ただし、事務局長を兼ねる場合は、管理職手当、通勤手当、期末手当及び業務手当を支給する。この場合において、支給割合等については、一般職の職員の例による。
- (3) 監事 日額10,000円
ただし、監査会に限る。

別表第2（第10条第3項関係）

費用弁償の額 日額3,000円を支給する。